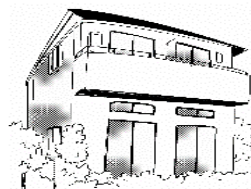


住居確保給付金（家賃補助）のしおり

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は住居を喪失するおそれのある方に家賃相当分の給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

小田原市 住居確保給付金

検索



1	支給額・支給期間・支給方法	2
2	家賃補助を受給するための要件	3
3	収入基準額について	5
4	家賃補助受給期間中の求職活動	6
	① 常用就職を目指した求職活動	7
	② 自立に向けた活動	8
5	手続きの流れ	9
6	支給の中止について	10
7	適正な受給のために	10

【注意事項】

- 滞納分の家賃、駐車場代、共益費、管理費は、給付の対象にはなりません。
- 申請日の属する月に支払うべき家賃から対象となります。
※住居を喪失された方は、入居に際して初期費用として支払いを要する分の家賃の翌月以降分から対象となります。
- 給付される家賃額には、上限額があります。
- 原則として、給付金は、小田原市から不動産仲介業者等の口座へ直接振り込みます。
※自己負担分は、不動産仲介業者等に直接お支払いください。
- 申請から振込みまで、およそ1か月お時間をいただきます。



1 支給額・支給期間・支給方法

支給額

1か月ごとに家賃額（生活保護法に基づく住宅扶助の限度額が上限）を支給します。

※管理費・共益費・駐車場代等は含まれません。

世帯人数	支給上限額
1 人	41,000円
2 人	49,000円
3 人	53,000円
4 人	53,000円
5 人	53,000円
6 人	57,000円
7 人以上	64,000円

※世帯の収入額の状況によって、一部支給になる場合があります。

支給期間

原則 3 か月

就職活動を誠実かつ熱心に行っている方であって、なお、支給要件に該当している場合には、3か月ごとに2回の延長が可能です。

支給方法

原則として、小田原市から、不動産仲介業者（貸主等）の口座へ直接振込みます。

※ 支給額以外の自己負担分は、直接不動産仲介業者（貸主等）にお支払いください。

※ 申請日の属する月に支払うべき家賃からとなります。

（住居を喪失された方は、入居に際して初期費用として支払いを要する分の家賃の翌月以降分から対象となります。）

2 家賃補助を受給するための要件

小田原市に居住又は居住する予定であり、申請時に次の①～⑪のすべてに該当する方が対象になります。

① 基本要件

離職・廃業（以下離職等という）又はやむを得ない休業等（経済社会情勢や自然災害といった、世の中全体の変動による休業等）により経済的に困窮する住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。

② 離職期間要件

離職又は廃業の方

申請日において、離職等の日から2年以内であること。

※ただし、当該期間中に疾病、負傷、育児等のやむを得ないと認められる事情により、求職活動を行うことが困難な期間（連続して30日以上の場合に限る。）があったときは、その日数を2年に加算した期間（最長4年）以内であること。

やむを得ない休業等による収入減少の方

給与・その他の業務上の収入を得る機会が、個人の責めに帰すべき理由や都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。

（例）アルバイトを2つ掛け持ちしている者において、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった。（事業所が休業となったことが分かるHPの写し等で確認）

③ 生計維持要件

離職又は廃業の方

離職等の日において、申請者が世帯の生計を主として維持していたこと。

やむを得ない休業等による収入減少の方

申請日の属する月において、申請者が世帯の生計を主として維持していること。

④ 収入要件

収入要件の確認は5ページを参照

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一世帯に属する者（以下、申請者世帯という。）の収入合計が、「収入基準額」以下であること。

（収入基準額は5ページを参照）

⑤ 資産要件

申請日における申請者世帯の所有する金融資産の合計額が、下表の金融資産上限額以下である。

世帯人数	1人	2人	3人以上
金融資産上限額	552,000円	834,000円	1,000,000円

- ・金融資産とは、預貯金、現金、外貨、債券、株式、投資信託等をいいます。
- ・生命保険、個人年金保険等は含みません。
- ・負債がある場合でも、相殺はしません。
- ・世帯全員分の金融資産の額がわかるものをご提出ください。

⑥ 求職活動等要件

求職活動等要件の確認は6ページを参照



離職又は廃業の方

ハローワーク等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職（6ページ  参照）を目指した活動を行うこと。

やむを得ない休業等による収入減少の方

ハローワーク等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した活動を行うこと。

※ただし、自営業等であって経営改善に向けた活動を行うことが申請者の自立の促進に資すると見込まれるものと市が認める場合は、最大6か月間に限り、自立に向けた活動を求職活動に代えることができます。

⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者世帯いずれもが受けていないこと。

⑧ 申請者世帯のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

⑨ 現在、生活保護を利用していないこと。

⑩ 過去に住居確保給付金（家賃補助）を利用していないこと。

（10ページの「 再支給について」の場合を除く。）

⑪ ①から⑩までの項目に該当し、【住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A）】の内容について誓約及び同意すること。

3 収入基準額について

申請日の属する月における、申請者世帯の収入合計が、次の「収入基準額」を超えないこと。

- ・ 「④収入上限額」を超える場合は支給対象外となります。
- ・ 収入額が「②基準額」以上の場合、家賃の一部が支給となります。
- ・ 収入とは、給与収入、事業収入(自営業など)、公的給付(失業給付や年金など)、その他恒常的な収入(仕送りなど)など、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。

【給与収入】 = 総支給額(社会保険料天引き前) - 交通費支給額

【自営業等の事業収入】 = 総収入金額 - (事業収入を得るための)必要経費(*確定申告に準ずる)

世帯人数	①収入基準額	④収入上限額
	②基準額 + 実際の家賃(③家賃の上限)	
1人	92,000円 + 実際の家賃(上限41,000円)	133,000円
2人	139,000円 + 実際の家賃(上限49,000円)	188,000円
3人	172,000円 + 実際の家賃(上限53,000円)	225,000円
4人	214,000円 + 実際の家賃(上限53,000円)	267,000円
5人	255,000円 + 実際の家賃(上限53,000円)	308,000円
6人	297,000円 + 実際の家賃(上限57,000円)	354,000円
7人	334,000円 + 実際の家賃(上限64,000円)	398,000円

※8人以上の収入上限額等は市福祉政策課へお問い合わせください。



収入要件の確認について

③家賃の上限
(上記の表から転記)

A
円

実際の家賃(※1)

B
円

※1 実際の家賃には共益費・管理費・駐車場代等は含まれません。

AとBを比べて小さい方

C
円

+

②基準額
(上記の表から転記)

D
円

=

あなたの収入基準額

E
円

あなたの世帯の申請月の収入

F
円

EとFを比較

※一部支給になることがあります。
(詳細な金額は市福祉政策課にお問合せ
ください)

Eの方が大きい場合



Fの方が大きい場合
(または同じ)

対象外

家賃補助受給中の求職活動要件について

家賃補助を受給するためには、状況に応じて求職活動を行う必要があります。
必要な求職活動をご確認ください。

申請理由はどちらですか？

① 離職・廃業

② やむを得ない休業等
による収入減少

①

②

どちらに該当しますか？

③ 被雇用者等で
シフト等が減少した方

※自営業者であっても実質的に
被雇用者と同等と考えられる
条件で働いている方も含みます。

④ ③以外の自営業の方

③

④

経営相談を受け、事業を立て直す意思がありますか

※「経営相談を検討されている方へ」の内容の確認及び同意が必要です。

いいえ

はい

A

常用就職を目指した
求職活動

(ハローワーク等への
求職申込、職業相談等)
※詳細は7ページを参照

B

自立に向けた活動

(経営相談先への
経営改善相談等)

※詳細は8ページを参照

※再延長の場合には、①の求職活動に切り替えて
活動していただきます。

💡 常用就職とは、「期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約」を指します。雇用形態(正社員、パート等)は問いません。

A

常用就職を目指した求職活動

☐ ハローワーク等への求職申込み

☐ 月2回以上、ハローワーク等での職業相談等を受ける

ハローワーク等の職業相談を行い、「職業相談確認票（参考様式6）」に、担当者から相談日、担当者名、支援内容、職業安定所確認印等を記入してもらってください。

☐ 原則週1回以上の企業等への応募・面接の実施

ご自分で求人先へ応募を行い、求人先の面接を受けて「常用就職活動状況報告書（参考様式7）」に状況を記入してください。

☐ 月4回以上の市福祉政策課との面談等の支援を受ける

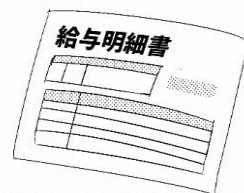
市福祉政策課の自立相談支援員等による面接等を行い、「職業相談確認票（参考様式6）」及び「常用就職活動状況報告書（参考様式7）」を提出し、求職活動の報告してください。
また、申請理由が「やむを得ない休業等による収入減少」の方については、給与その他業務上の収入額を確認することができる書類を、毎月、提出してください。

☐ プランに沿った活動(家計相談など)

市福祉政策課との面談の際には、下記の書類をお持ちください。

- ☐ 職業相談確認票（参考様式6）
- ☐ 常用就職活動状況報告書（参考様式7）
- ☐ 求職活動状況がわかる資料（求人票など）
- ☐ 給与その他業務上の収入額を確認することができる書類

※申請理由が「やむを得ない休業等による収入減少」の方のみ



❗ 支給決定後に常用就職した場合

住居確保給付金支給決定後に常用就職した場合には、常用就職届（様式6）及び収入の見込みが確認できる書類をご提出ください。

また、常用就職届（様式6）を提出後は、給与明細書のコピーなどの収入額を確認することができる書類を毎月（※給与日以降速やかに）ご提出ください。（ご提出がない場合には、中止になる可能性があります。）

B 自立に向けた活動

☐ 経営相談先への相談申込み

☐ 原則月1回以上、経営相談先への面談等の支援を受ける

経営相談先の経営相談を受け、「自立に向けた活動計画書（参考様式10）」をご自分で作成してください。

また、「自立に向けた活動状況報告書（参考様式 11）」に、相談日、担当者名、支援内容等について記入してください。

☐ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う。

「自立に向けた活動計画（参考様式10）」の作成後は、毎月1回以上、活動計画に基づく活動を行ってください。

☐ 月4回以上、市福祉政策課との面談等の支援を受ける。

市福祉政策課の自立相談支援員等による面接等を行い、「自立に向けた活動計画（参考様式10）」及び「自立に向けた活動状況報告書（参考様式11）」を提出してください。

また、毎月、収入額を確認できる書類を提出してください。

☐ プランに沿った活動(家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など)

市福祉政策課との面談の際には、下記の書類をお持ちください。

- ☐ 自立に向けた活動計画書（参考様式10）
- ☐ 自立に向けた活動状況報告書（参考様式11）
- ☐ 自立に向けた活動状況が分かる資料（ある場合）
- ☐ 月の収入額を確認できる書類



※自立に向けた活動を行うことが申請者の自立の促進に資すると見込まれるものと市が認める場合は、最大6か月間に限り自立に向けた活動が可能です。

ただし、6か月以降もなお経営改善ができず再延長になった場合には、「④常用就職を目指した求職活動」に切り替えていただきます。

5 手続きの流れ



1

受給要件を確認



窓口での相談は電話等の予約制です。
予約をせず、窓口直接来られた場合は、
予約された方を優先する関係上、
お待ちいただくことがあります
のでご了承ください。

TEL : 0465-33-1892

2

市福祉政策課へご相談

3

申請・不動産仲介業者等との調整

※不動産仲介業者等に作成していただく書類などがありますので、ご自分で不動産仲介業者等へ調整をお願いします。

4

市福祉政策課で審査し、決定内容について本人へ通知

-----以下は支給決定された場合の流れ-----

5

物件を賃借している不動産仲介業者・不動産管理会社等に、
住居確保給付金(家賃補助)が支給決定された旨を本人から報告

※家賃振込日の確認、管理費・共益費・駐車場代・家賃と支給決定額との差額については、
自ら別に支払う旨を説明して支払う方法などを調整してください。

6

市から不動産仲介業者・不動産管理会社等の指定の口座へ住居確保給付金(家賃補助)支給決定額を振込み

※家賃と支給決定額との差額、管理費・共益費・駐車場代等は、直接ご本人から不動産仲介業者等にお支払いください。

7

求職活動等を実施し、活動状況や生活状況を月4回程度、面談等により市福祉政策課へ報告(求職活動についてはP6を参照)

申請から振込までおよそ1か月

※なお、住居確保給付金以外のことでの困りごとがあれば、随時ご相談ください。

6 支給の中止について

次のような場合には支給を中止することがあります。

(1) 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する市の指示に従わない場合。

※原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止します。

(2) 受給中に常用就職等の理由で、収入基準額を超える収入があった場合

※原則として、その収入が得られた月から支給を中止します。

(3) 住宅を退去した場合（家主からの要請及び市福祉政策課の指示による場合を除く。）

(4) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合

(5) 受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合

(6) 受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合

(7) 生活保護費を受給した場合

(8) 受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合

※住居確保給付金（家賃補助）の支給を中止する場合には、
「住居確保給付金支給中止通知書」によりお知らせします。

7 再支給について

・住居確保給付金（家賃補助）は、原則一人1回の支給です。

ただし、住居確保給付金（家賃補助）を受け常用就職に至ったものの、会社都合の解雇や倒産など、自己の責任に依らない理由により就労機会が減少した場合であって、住居確保給付金の最後の支給月の翌月から起算して1年を経過しているときは、再支給の申請をすることができます。詳しくはお問い合わせください。

・再支給に当たっては、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後に上記に該当した場合に限られます。

・あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇にはあたりません。

8 適正な受給のために

・就職等により新たな収入が見込まれる場合は、必ず市福祉政策課に届出をしてください。届出の遅延による過払い分は返還していただく場合があります。

・虚偽の申請や届出など、不適正な受給に該当することが判明した場合、以後の給付金を中止するとともに、過支給分の全額又は一部について返還していただきます。

・本給付金の振込先である不動産仲介業者（貸主等）が、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、給付金の振込みを中止します。